

令和5年第2回定例会
議案等参考資料

1 議案第 2 号関係

おいらせ町民プールの開館期間及び使用料の見直しについて

1. 案件の概要

おいらせ町民プールについては、平成 30 年度に開館して以降、5 年が経過しましたが、効果的な運営及び受益者負担を図るため、開館期間及び使用料の見直しを行うものです。

2. 背景・現状・課題

《 開 館 期 間 》

○背景

建設当初は屋内温水プールを運営している八戸市、三沢市、上北郡内及び階上町における年間（月別）利用者数を調査し、通年利用されていない階上町を除く 7 施設の数値を基に、開館期間を 6 月 1 日～9 月 30 日と決定。

▽現状

臨時閉館回数及び利用者数について以下のとおり。

※プールは午前の部、午後の部、夜間の部の 3 部制のため、“終日閉館”の場合は“3 回”で計上。午前・午後の部閉館、夜間の部閉館の場合“1 回”で計上。

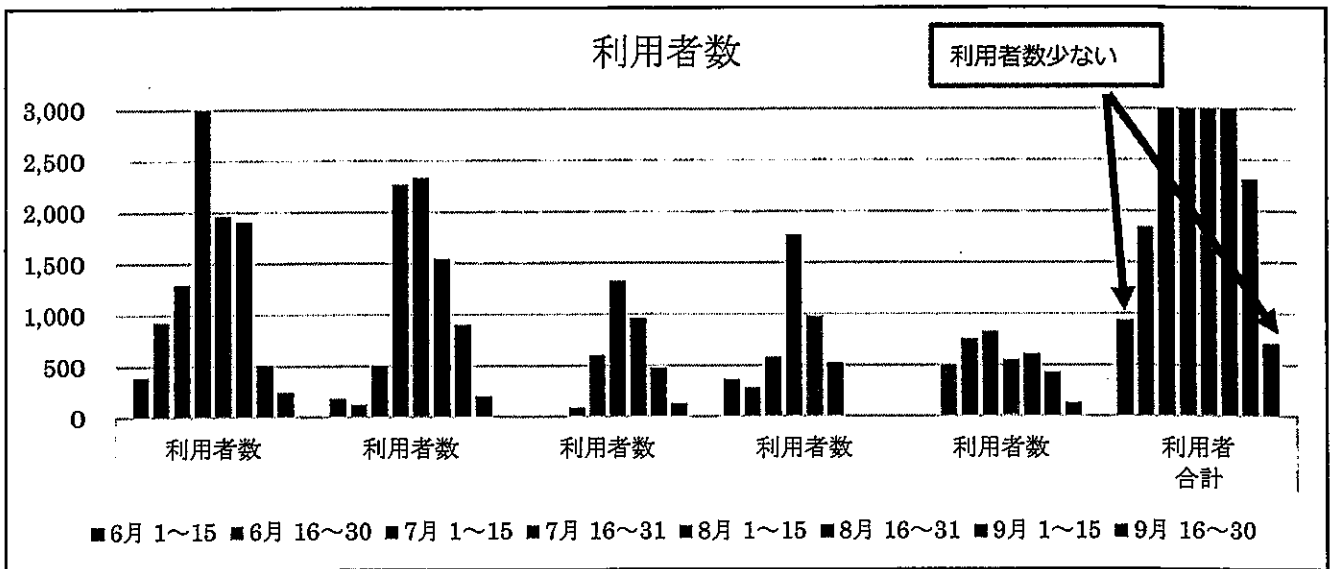
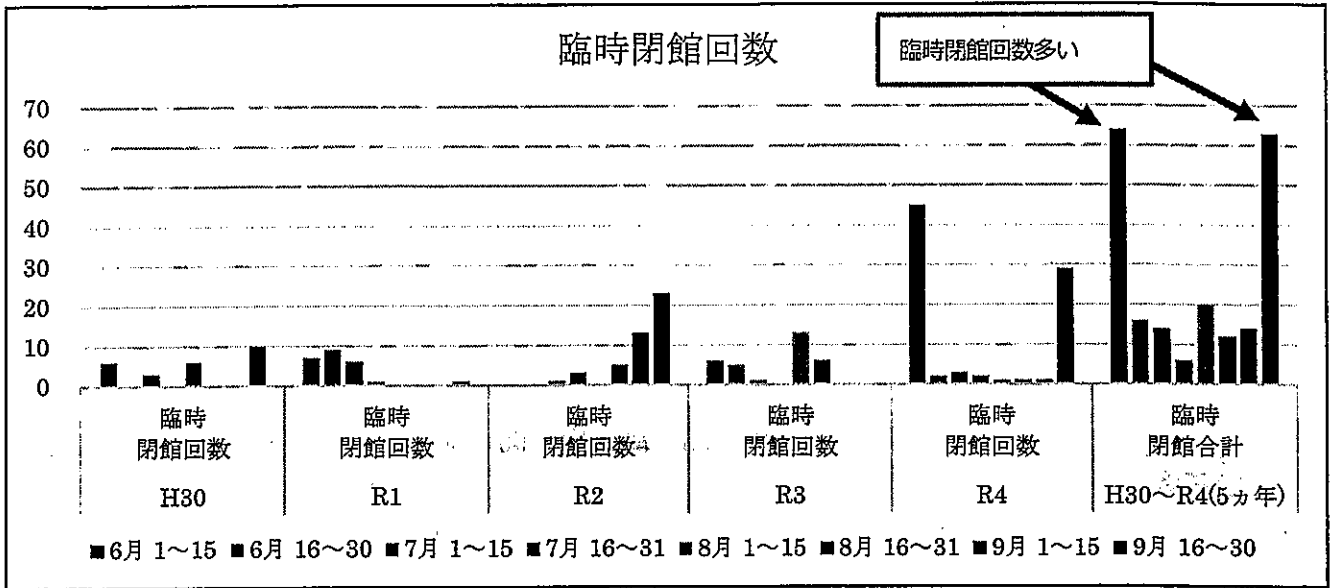
※遊泳基準・・・室温が 23℃以上かつ水温も 23℃以上（文科省の基準では水温 23℃以上が望ましい）

月	日	H30		R1		R2		R3		R4		H30～R4(5ヵ年)	
		臨時閉館回数	利用者数	臨時閉館回数	利用者数	臨時閉館回数	利用者数	臨時閉館回数	利用者数	臨時閉館回数	利用者数	臨時閉館合計	利用者合計
6月	1～15	6	390	7	182	※コロナ閉館	0	6	363	45	0	64	935
	16～30	0	928	9	128	※コロナ閉館	0	5	285	2	501	16	1,842
7月	1～15	3	1,294	6	506	1	89	1	578	3	755	14	3,222
	16～31	0	3,157	1	2,269	3	602	0	1,769	2	827	6	8,624
8月	1～15	6	1,964	0	2,335	0	1,329	13	978	1	551	20	7,157
	16～31	0	1,903	0	1,541	5	959	6	520	1	606	12	5,529
9月	1～15	0	507	0	897	13	478	※コロナ閉館	0	1	427	14	2,309
	16～30	10	246	1	202	23	131	※コロナ閉館	0	29	131	63	710
合計		25	10,389	24	8,060	45	3,588	31	4,493	84	3,798	209	30,328

□課題

6 月 1 日～6 月 15 日、9 月 16 日～9 月 30 日の間、臨時閉館回数が多く、また、利用者数が少ない。

また、臨時閉館の際の委託料については、来館者対応や電話対応等があるため、委託職員は常駐することとなっている。（支払い等については変更なし）



《 使用料 》

○背景

当初の条例案及び規則案の作成にあたり、町教育委員会の附属機関である町スポーツ推進審議会に諮った際、料金について意見が出され、健康増進のため多くの町民に気軽に利用してほしいこと、近隣の町民プールの収入が少額であること等の理由から、料金を無料にすべきとの結論に至った。

▽現状

無料

□課題

町内の体育施設が徴収している中、町民プールのみが使用料を徴収していない。また、実質的な受益者（利用している人）が負担なしで利用可能。

3. 見直し内容

《開館期間》

現在：6月1日～9月30日

変更後：6月15日～9月15日

変更理由：(1)遊泳基準を満たせず臨時閉館回数が多いため。
(2)利用者数が極端に少ないため。

《使用料》

現在：無料

変更後：以下の表のとおり。

年代別	町内	町外
一般	200円	200円
高校生	100円	100円
中学生以下	無料	無料

①町民プールの建設に至った経緯は、学校プールとしての利用を目的とする側面が強いことから、義務教育の期間は無料とする。ただし、町内の他の体育施設が使用料を徴収していることや受益者負担の観点から、一般及び高校生からは使用料を徴収する。

○おいらせ町民プール条例抜粋

第1条 町民の心身の健全な発達とスポーツ・レクリエーションの振興を図るとともに、学校教育における体育活動の用に供するため、おいらせ町民プール(以下「町民プール」という。)を設置する。

②金額の設定については、他市町村のプール及び町内体育施設を参考に設定。

- ・近隣市町村で使用料を徴収しているプール(温水以外)の使用料は以下の表のとおり。
- ・町内体育施設において、基本的に個人利用は町民100円(町外200円)としている。

参考施設 温水ではなく、使用料有	一般	高校生	中学生	小学生以下
八戸市長根プール	340円	220円	110円	50円
六戸町B&G海洋センター	100円 ※100円 (200円)	0円 ※50円 (200円)	0円 ※50円 (100円)	0円 ※50円 (100円)

※は町外使用料、()内は夜間料金

③料金徴収については、券売機設置で対応。券売機価格 2,381,500 円 (税込)

※料金徴収を委託業務で対応した場合

5 ヶ年で当施設の管理業務を受託した経験がある業者は 2 者あり、使用料徴収業務が追加されると現在の委託費に直接人件費のみで約 241 万円の上乗せとなる。

【 121 人工 × 19,950 円(2 者平均) = 2,413,950 円 】

また、毎年度負担が発生するため、使用料を徴収した場合でも負担を補うことは困難となる。

○使用料を徴収した場合の収入の試算

	年代別	料金 (案)	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
町内	一般	200円	877,800	430,200	322,400	316,400	282,800
	中高生	100円	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000
	小学生	0円	0	0	0	0	0
	幼児	0円	0	0	0	0	0
	小計		879,800	432,200	324,400	318,400	284,800
町外	一般	200円	0	195,600	0	0	0
	中高生	100円	0	2,000	0	0	0
	小学生	0円	0	0	0	0	0
	幼児	0円	0	0	0	0	0
	小計		0	197,600	0	0	0
合計			879,800	629,800	324,400	318,400	284,800

※中高生の部分については、集計をとっていないため、判別不可。ただし、高校生の利用者は、年間 10人～30人程度のため、高校生20人想定で計上。

変更理由：(1)町内の他の体育施設が利用料を徴収している中、町民プールのみが利用料を徴収していない。
 (2)受益者負担の観点から、施設を利用する人と利用しない人との「負担の公平化」を図るため。

開館期間及び使用料見直しによるメリット・デメリット

☞メリット

○開館期間 1 ヶ月分 (58 人工) の委託費削減

58 人工 × 19,450 円 (通勤手当含む) = 1,128,100 円 + 間接人件費等 = 約 1,318,151 円

また、この他にも電気料及び水道代、消耗品等 約 35 万円の削減

○使用料収入が発生する。

☞デメリット

○利用者の負担が生じる。

○開館期間変更前の期間を今まで利用していた利用者が利用できなくなる。

5 ヶ年で 1,645 人、1 日平均約 10 人が対象

4. 経過及び今後のスケジュール

時期	内容
令和5年1月18日	政策会議
2月1日	庁議
2月3日	総務文教常任委員会
2月13日	教育委員会定例会
2月14日	議員全員協議会
2月中旬～2月下旬	スポーツ推進審議会報告
3月	議案提案（条例改正）、補正予算（券売機）
4月1日	施行

おいらせ町民プール条例 新旧対照表 (抜粋)

改正案	現行
<p>(使用料)</p> <p><u>第4条 町民プールの使用料（以下「使用料」という。）は、別表に定めるとおりとする。</u></p> <p><u>2 利用者は、使用料を前納しなければならない。ただし、教育委員会が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</u></p> <p><u>3 既納の使用料は、還付しない。ただし、教育委員会は、利用者の責めによらない理由により町民プールを利用できなくなったとき、その他教育委員会が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。</u></p> <p><u>(使用料の減免)</u></p> <p><u>第5条 教育委員会は、公益上必要があると認められるとき、その他特別の理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。</u></p> <p>(利用の許可及び条件)</p> <p><u>第6条 略</u></p> <p>(利用の制限)</p> <p><u>第7条 略</u></p> <p>(利用許可の取消し等)</p> <p><u>第8条 略</u></p> <p>(原状回復の義務)</p> <p><u>第9条 略</u></p> <p>(損害賠償の義務)</p> <p><u>第10条 略</u></p> <p>(管理の委託)</p> <p><u>第11条 略</u></p> <p>(指定管理者による管理)</p> <p><u>第12条 略</u></p> <p>(指定管理者の業務)</p> <p><u>第13条 略</u></p>	<p>(使用料)</p> <p><u>第4条 町民プールの使用料は、無料とする。</u></p> <p>(利用の許可及び条件)</p> <p><u>第5条 略</u></p> <p>(利用の制限)</p> <p><u>第6条 略</u></p> <p>(利用許可の取消し等)</p> <p><u>第7条 略</u></p> <p>(原状回復の義務)</p> <p><u>第8条 略</u></p> <p>(損害賠償の義務)</p> <p><u>第9条 略</u></p> <p>(管理の委託)</p> <p><u>第10条 略</u></p> <p>(指定管理者による管理)</p> <p><u>第11条 略</u></p> <p>(指定管理者の業務)</p> <p><u>第12条 略</u></p>

改正案	現行						
<p>(指定管理者が行う管理の基準)</p> <p>第14条 略</p> <p>(委任)</p> <p>第15条 略</p> <p>別表 (第4条関係)</p> <p>おいらせ町民プール使用料</p> <table border="1" data-bbox="181 533 798 705"> <thead> <tr> <th>料金区分</th> <th>使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高校生</td> <td>100円</td> </tr> <tr> <td>一般</td> <td>200円</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <p>1 中学生以下は無料とする。</p> <p>2 この別表に記載のない事項については、事前に協議するものとする。</p>	料金区分	使用料	高校生	100円	一般	200円	<p>(指定管理者が行う管理の基準)</p> <p>第13条 略</p> <p>(委任)</p> <p>第14条 略</p>
料金区分	使用料						
高校生	100円						
一般	200円						

2 議案第 7 号関係

おいらせ町教育委員会事務決裁規程 新旧対照表 (抜粋)

改正案	現行
<p>(教育長の決裁事項)</p> <p>第4条 おいらせ町教育委員会の事務の委任等に関する規則(平成18年教育委員会規則第5号)第1条に定めるもののほか、教育行政の重要な事項及び異例若しくは疑義のある事項又は新規な事項については、すべて教育長の決裁を得なければならない。</p> <p>2 前項に定めるもののほか、教育長は、おおむね次に掲げる事項を決裁する。</p> <p>(1) 職員の病気休暇、特別休暇(その期間が連続する6日を超えるものに限る。)、介護休暇及び組合休暇並びに課長の休暇、<u>週休日の割振り及び代休日の指定</u>に関すること。</p> <p>(2) 職員の職務に専念する義務の免除に関すること。</p> <p>(3) 照会、回答、通知、報告、許認可等の事務処理に関すること。</p> <p>(4) その他前各号に準ずるもの</p>	<p>(教育長の決裁事項)</p> <p>第4条 おいらせ町教育委員会の事務の委任等に関する規則(平成18年教育委員会規則第5号)第1条に定めるもののほか、教育行政の重要な事項及び異例若しくは疑義のある事項又は新規な事項については、すべて教育長の決裁を得なければならない。</p> <p>2 前項に定めるもののほか、教育長は、おおむね次に掲げる事項を決裁する。</p> <p>(1) 職員の病気休暇、特別休暇(その期間が連続する6日を超えるものに限る。)、介護休暇及び組合休暇並びに課長の休暇に関すること。</p> <p>(2) 職員の職務に専念する義務の免除に関すること。</p> <p>(3) 照会、回答、通知、報告、許認可等の事務処理に関すること。</p> <p>(4) その他前各号に準ずるもの</p>

指導者功労賞（個人）

【順不同、敬称略】

No.	氏名 (行政区)	所属	大会及び成績
1	イガラシ ヌウジ 五十嵐 祐司 [Redacted]	三沢市空道協会 大道塾	<p>大道塾三沢支部五十嵐道場設立者として、20年間以上地域に寄り添い、ジュニア、大人の成長に尽力し、世界王者3名及び全日本王者21名を育てあげた。</p> <p>【主な功績等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人の部 2001年大道塾三沢支部五十嵐道場設立 2005年第2回世界空道選手権大会 準優勝 2017～2022年全日本空道ジュニア選手権大会 優勝 2021年北斗旗全日本空道体力別選手権大会 優勝 2021全東北空道ジュニア選手権大会 優勝 ・団体の部 2011～13、2016～2017、2019～2022年全日本空道ジュニア選手権大会 成績優秀道場 1位1回、2位6回、3位1回

優秀選手賞（個人）

【順不同、敬称略】

No.	氏名 (行政区)	所属	競技種目	大会及び成績	第3条 該当	審議会 結果
14	トシヤベ ルイ 鳥谷部 塁 [Redacted]	八戸学院野辺地西 高等学校 3年	サッカー	令和4年度第101回全国高等学校サッカー選手権大会 青森県大会 準優勝	4エ	適当である
15	コムカイ コウ 小向 光 [Redacted]	八戸学院野辺地西 高等学校 2年	サッカー	令和4年度第101回全国高等学校サッカー選手権大会 青森県大会 準優勝	4エ	適当である
16	ドウ ノア 工藤 乃愛 [Redacted]	八戸西高等学校 2 年	バスケットボール	令和4年度青森県高等学校新人バスケットボール決勝大会 第2位	4エ	適当である
17	ナカムラ アツ 中村 あつ [Redacted]	—	ボウリング	第44回東北社会人ボウリング選手権大会 女子選手権者決定戦 第2位	4イ	適当である

4 協議第 1 号関係
民生委員推薦会委員の推薦依頼通知

お介第 2897号
令和5年1月31日

おいらせ町教育委員会
教育長 松林 義一 様

おいらせ町長 成田 隆
(公印省略)

民生委員推薦会委員の推薦について (依頼)

厳寒の候、貴殿におかれましては、ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。

平素は民生委員児童委員活動及び地域福祉活動についてご支援、ご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、身近な相談相手として地域福祉活動をしている民生委員を推薦する推薦会委員の申し出による退任により、貴委員会より一名委員を推薦していただきたくご協力をお願い申し上げます。

記

- 1 民生委員推薦会委員任期
次回推薦会開催日 (令和5年5月下旬予定) ~令和6年5月23日
- 2 委員推薦依頼人数 教育に関係がある者 (教育委員) 1名
- 3 町推薦会開催予定日時 令和5年5月下旬予定(本庁舎)

問合せ先 介護福祉課 川村
内線723



令和4年度 おいらせ町教育奨励賞 受賞者数

(人)

学校名	表彰者数	受賞者数	
		スポーツ関係	文化関係
下田小学校			
木内々小学校			
木ノ下小学校	21	21	
百石小学校	8	4	4
甲洋小学校			
小計	29	25	4
下田中学校			
木ノ下中学校	21	13	8
百石中学校	1	1	
小計	22	14	8
合計	51	39	12

おいらせ町教育奨励賞 受賞者名簿

◇小学校 個人の部◇

氏名	学校	学年	種別	種目	受賞内容
鮭名 優心	木ノ下	6年	スポーツ	サッカー	・JFA第46回全日本U-12サッカー選手権大会 青森県大会 優勝

◇中学校 個人の部◇

氏名	学校	学年	種別	種目	受賞内容
新井 結心	木ノ下	3年	文化	コンクール	・第55回手紙作文コンクール 中学生の部 絵手紙部門 日本郵便賞
荒河 莉子	百石	3年	スポーツ	バスケットボール	・第11回U15クラブバスケットボールゲームス 青森県代表決定戦 女子の部 優勝

◇中学校 団体の部◇

氏名	学校	学年	種別	種目	受賞内容
佐藤 楓子	木ノ下	2年	スポーツ	バレーボール	・令和4年度 第46回中学校選抜バレーボール青森大会 優勝
長沼 柚花	木ノ下	2年	スポーツ	バレーボール	・令和4年度 第46回中学校選抜バレーボール青森大会 優勝
市川 夕愛	木ノ下	2年	スポーツ	バレーボール	・令和4年度 第46回中学校選抜バレーボール青森大会 優勝
まつばやし 珠杏	木ノ下	2年	スポーツ	バレーボール	・令和4年度 第46回中学校選抜バレーボール青森大会 優勝
佐伯 心音	木ノ下	2年	スポーツ	バレーボール	・令和4年度 第46回中学校選抜バレーボール青森大会 優勝
葛西 小遥	木ノ下	2年	スポーツ	バレーボール	・令和4年度 第46回中学校選抜バレーボール青森大会 優勝
しもむかい 亜香里	木ノ下	2年	スポーツ	バレーボール	・令和4年度 第46回中学校選抜バレーボール青森大会 優勝
まつばやし のあ 希亜	木ノ下	1年	スポーツ	バレーボール	・令和4年度 第46回中学校選抜バレーボール青森大会 優勝
きらい 優空	木ノ下	1年	スポーツ	バレーボール	・令和4年度 第46回中学校選抜バレーボール青森大会 優勝
おがた 玲奈	木ノ下	1年	スポーツ	バレーボール	・令和4年度 第46回中学校選抜バレーボール青森大会 優勝
くぼた みちか 海央	木ノ下	1年	スポーツ	バレーボール	・令和4年度 第46回中学校選抜バレーボール青森大会 優勝
よした 吉田 よつば	木ノ下	1年	スポーツ	バレーボール	・令和4年度 第46回中学校選抜バレーボール青森大会 優勝